

## 一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会 賛助会員規約

### (目的)

第1条 この規約は、一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会(以下「本会」という。)会員規程に基づき、賛助会員に関する事項を定めることを目的とする。

### (会員)

第2条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、賛助会員申込書(会員規程に定める様式)を本会に提出した個人、団体及び企業とし、入会の可否は理事会の承認を得て決定する。

### (会費)

第3条 賛助会員は、毎会計年度、会員規程に定める会費を本会に納入しなければならない。ただし、会計年度の下期に入会するものは、当該年度に限り、年額の2分の1の額とする。

### (退会)

第4条 賛助会員を退会しようとする者は、賛助会員退会届(会員規程に定める様式)を本会に提出するものとする。ただし、退会時の属する年度の会費は返還を求めることができない。

### (会員の特典)

第5条 本会は賛助会員に対し次の特典を付与することができる。

- (1) 本会が作成又は発行する資料等の提供
- (2) 本会ホームページへの賛助会員一覧掲載による紹介
- (3) 賛助会員が取扱う物品又はサービスの正会員への広告・告知に関する便宜供与
  - ① 本会ホームページのバナー広告など会員価格での掲載
  - ② 賛助会員ニュースの掲載による広告や情報の提供
  - ③ 本会が主催する会議・研修等でのプレゼンテーション機会
- (4) 本会の活動及び会員施設のイベント情報等の提供
- (5) 名刺等への会員名称の記載

### (会員資格の喪失)

第6条 本会は、賛助会員が次の各号に該当する場合、その入会承認を取り消すことができる。また、当該会員は即座に会員資格を喪失するものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした場合

(2) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせる行為をした場合

(3) 本規約に違反する行為をした場合

(4) 本会が会員として不相当と判断した場合

(5) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合

2 本条第 1 項に基づき会員資格を喪失した場合、本会は、理由の如何を問わず、年会費は返還しない。また、入会承認を取り消された会員は、損害賠償請求等の権利行使はできないものとする。

(規約の改廃)

第7条 この規約の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

1 この規約は、令和4年10月 1日から施行する。

## 賛助会員規約取り扱い要項（内規）

一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会賛助会員規約（以下「規約」という。）について、次のとおり取り扱うものとする。

### 第2条関係（入会の可否の判断）

反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能集団等、その他これらに準ずる者。）に該当せず、かつ関わりを持たないこと。

正会員（高齢者福祉施設・事業所の代表者）となり得る方が、正会員の入会にかえて賛助会員として入会すること、正会員から賛助会員に移行することは認めない。

### 第5条関係（特典の付与）

#### 1 本会が作成又は発行する資料等の提供

正会員の名簿とする。

（施設名・支部・所在地・郵便番号・電話番号・FAX番号・運営主体を掲載）

#### 2 本会ホームページへの賛助会員一覧掲載による紹介

賛助会員の承諾を得た項目に限り掲載する。

#### 3 賛助会員が取扱う物品又はサービスの正会員への広告・告知に関する便宜供与

##### ①本会ホームページのバナー広告など会員価格での掲載

トップページバナー広告の規格は185×54ピクセルとする。

**4年度** 通常価格30,000円/年

会員価格 0円/年（会費30,000円/年）

⇒

**5年度** 通常価格44,000円/年

会員価格22,000円/年（会費10,000円/年）

※消費税込み

##### ②賛助会員ニュースの掲載による広告や情報の提供

掲載は年間1回までとする。

但し、バナー広告掲載者は年間12回（下半期入会者は6回）までとする。

##### ③本会が主催する会議・研修等でのプレゼンテーション機会

支部単位で行うものを含め、バナー広告掲載者を優先する。

- 4 本会の活動及び会員施設のイベント情報等の提供  
本会及び会員施設からのイベント情報を希望者にメール配信する。
- 5 名刺等への会員名称の記載  
名刺の他にDM発送時に本会の「賛助会員」である旨を表記することができる。
- 6 個人会員には前記1、2、4の特典を提供する。

この要項は令和4年度会員から適用する。